

女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表(案)

現 行	改 定(案)	備考
女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 1. プロ契約制度 1-2 プロ選手 ⑧ 契約の効力は、選手が妊娠中でないこと、契約期間中に妊娠しないこと、産前産後休業(以下、「産休」という。)を取得しないこと、又は、その他妊娠若しくは<u>出産</u>に関連した一般的な権利を行使しないことを条件にしてはならない。 1-2-2 妊娠及び出産に係る女性選手の権利の保護に関する特別規定 ① 女性選手は、当該契約期間中に<u>産休(14週間以上の期間であり、そのうち8週間以上は出産後でなければならない)</u>を取得する権利を有し、当該産休期間中、契約で定められた報酬の3分の2に相当する金額を受け取る権利を有する。	女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 1. プロ契約制度 1-2 プロ選手 ⑧ 契約の効力は、<u>妊娠検査を受けないこと</u>、選手が妊娠中でないこと、契約期間中に妊娠しないこと、<u>1-2-2①に規定する産前産後休業、養子縁組休業若しくは家族休業</u>(以下、<u>これらの休業を総称して「産休等」という。</u>)を取得しないこと、又は、その他妊娠、<u>出産</u>若しくは<u>産休等</u>に関連した一般的な権利を行使しないことを条件にしてはならない。 1-2-2 妊娠及び出産に係る女性選手の権利の保護に関する特別規定 ① 女性選手は、当該契約期間中に以下<u>の各号の産休等</u>を取得する権利を有し、当該産休期間中、契約で定められた報酬の3分の2に相当する金額を受け取る権利を有する。 <u>(1)産前産後休業</u> <u>産前産後において取得する権利を有する。</u> <u>14週間以上の期間とし、そのうち8週間以上は子の誕生後でなければならない。</u> <u>(2)養子縁組休業</u> <u>養親において、養子縁組の成立から6ヶ月間以内に取得できる。</u> <u>養子縁組の成立時点の子の年齢に応じて、2歳未満の場合8週間以上、2歳以上4歳未満の場合4週間以上、4歳以上の場合2週間以上の期間とする。</u>	FIFA規則を踏まえた改正。以下同じ。

- ② クラブは、選手の妊娠若しくは出産、産休の取得、又は妊娠若しくは出産に関連した一般権利の行使(以下総称して「妊娠及び出産等」という。)を理由として、選手契約を一方的に解除してはならず、かかる契約解除には正当事由がないとみなされる。選手の妊娠中又は産休中に、クラブが一方的に当該選手との契約を解除した場合、そうでないことをクラブが証明しない限り、妊娠及び出産等を理由とした契約解除と推定される。
- ③ 1-2④の規定にもかかわらず、クラブが選手の妊娠及び出産等を理由に契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、以下に定める基本賠償金と制裁的賠償金の合計額として計算されるものとする。

(1) 基本賠償金

イ. 選手が、決定(契約に基づく紛争解決機関による決定。以下に同じ)の日までに、新たなクラブと契約を締結しなかった場合:

当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額

ロ. 選手が、決定の日までに新たなクラブと契約を締結した場合:

当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を減じた金額

(2) 制裁的賠償金

(3) 家族休業

前各号の他、生理学的母親以外の選手において子の養育の必要性が認められる場合、子の誕生後6ヶ月以内に8週間以上の期間取得できる。

- ② クラブは、妊娠若しくは出産又は産休等に関連した一般権利の行使(以下総称して「妊娠及び出産その他の子の養育等」という。)を理由として、選手契約を一方的に解除してはならず、かかる契約解除には正当事由がないとみなされる。選手の妊娠中又は産休等の期間中に、クラブが一方的に当該選手との契約を解除した場合、そうでないことをクラブが証明しない限り、妊娠及び出産その他の子の養育等を理由とした契約解除と推定される。
- ③ 1-2④の規定にもかかわらず、クラブが選手の妊娠及び出産その他の子の養育等を理由に契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、以下に定める基本賠償金と制裁的賠償金の合計額として計算されるものとする。

(1) 基本賠償金

イ. 選手が、決定(契約に基づく紛争解決機関による決定。以下に同じ)の日までに、新たなクラブと契約を締結しなかった場合:

当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額

ロ. 選手が、決定の日までに新たなクラブと契約を締結した場合:

当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を減じた金額

(2) 制裁的賠償金

当該解除された契約の平均の月額報酬の6ヶ月分に相当する金額

- ④ 妊娠及び出産等を理由として一方的に選手との契約解除したクラブには、③に定める損害賠償金の支払い義務に加え、懲罰（連続する二つの登録ウインドーにおける新たな選手の登録禁止処分）が科される。当該処分は本協会規律委員会によって決定される。
- ⑤ 選手が契約期間中に妊娠した場合、選手は、当該契約期間中は次の各号の権利を有するものとする。

(1) サッカー活動を継続する権利

選手は、主治医及び選手とクラブの合意により選ばれた専門医による安全確認がなされた場合に、サッカー活動を継続する権利を有する。この場合、クラブは選手の決定を尊重し、母子の健康を優先しながら選手が安全に活動できるよう配慮する義務を負う。

(2) 代替役務を提供する権利

選手は、主治医がサッカー活動の継続が安全ではないと判断した場合に、サッカー活動ではない代替の方法により役務提供を継続する権利を有する。この場合、クラブは選手の決定を尊重し、選手と協力してそのための実施計画を立てる義務を負う。また、選手は、産休を取得するまでの間、契約に定められた報酬を受け取る権利を有する。

当該解除された契約の平均の月額報酬の6ヶ月分に相当する金額

- ④ 妊娠及び出産その他の子の養育等を理由として一方的に選手との契約解除したクラブには、③に定める損害賠償金の支払い義務に加え、懲罰（連続する二つの登録ウインドーにおける新たな選手の登録禁止処分）が科される。当該処分は本協会規律委員会によって決定される。
- ⑤ 選手が契約期間中に妊娠した場合、選手は、当該契約期間中は次の各号の権利を有するものとする。

(1) サッカー活動を継続する権利

選手は、クラブに対しサッカー活動を継続する権利を有する。クラブは選手の決定を尊重し、母子の健康を優先しながら選手が安全に活動できるよう配慮する義務を負う。選手は産前産後休業を取得するまでの間、契約に定められた報酬を受け取る権利を有する。

(2) 代替役務を提供する権利

選手は、サッカー活動の継続が安全ではないと判断した場合、クラブは選手がサッカー活動ではない代替の方法により役務提供を継続する可能性について申し出るものとする。選手が代替の方法による役務提供を継続するとき又はクラブが継続中の契約から期待される合理的な代替の役務提供の方法について申し出ることができないとき、選手は、産休を取得するまでの間、契約に定められた報酬を受け取る権利を有する。

(3) 医療上の理由により休業を取得する権利

妊娠に関連する医療上の理由により選手がサッカー活動又は代替の方法による役務提供をできない場合、選手は産婦人科医又は専門医が発行する有効な診断書を提示した場合、その処置のための休業を取得する権利を有する。この場合、選手は産前産後休業を取得するまでの間、契約に定められた報酬を受け取る権利

(3) 産休の開始日を決定する権利

選手は、自主的かつ自立的に、産休の開始日を決定する権利を有する。クラブは選手の決定を尊重する義務を負う。クラブが選手に対して特定の時期に当該産休を取らせるように圧力をかけたり、それを強制したりした場合、当該クラブには本協会規律委員会により懲罰が科される。

(4) サッカー活動を再開する権利

選手は、産休の終了後、主治医及びクラブの合意により選ばれた専門医により安全確認がなされた後に、サッカー活動を再開する権利を有する。この場合、クラブは選手の決定を尊重し、選手のサッカー活動を再開させ、適切な医療支援を継続的に提供する義務を負う。また、選手は、サッカー活動の再開とともに契約に定められた報酬を受け取る権利を有する。

- ⑥ 選手は、サッカー活動中に、授乳等の機会が与えられるものとする。クラブは、そのための適切な施設を提供しなければならない。

ア. 2021年8月末日まで

イ. 2021年9月以降

を有する。

(4) 産休等の開始日を決定する権利

選手は、自主的かつ自立的に、産休等の開始日を決定する権利を有する。クラブは選手の決定を尊重する義務を負う。クラブが選手に対して特定の時期に当該産休等を取らせるように圧力をかけたり、それを強制したりした場合、当該クラブには本協会規律委員会により懲罰が科される。

(5) サッカー活動を再開する権利

選手は、産休等の終了後、サッカー活動を再開する権利を有する。産休を終了した選手の場合、クラブは、選手のサッカー活動を再開させ、選手と共に産後のサッカー活動の計画を立て、適切な医療支援を継続的に提供する義務を負う。また、選手は、サッカー活動の再開とともに契約に定められた報酬を受け取る権利を有する。

- ⑥ 選手は、サッカー活動中に、授乳(母乳の搾乳を含む。以下同じ。)の機会が与えられるものとする。クラブは、そのための適切な施設を提供しなければならない。授乳のための役務提供の時間の短縮は、報酬の減額なしに正当なものと認められるものとする。

- ⑦ クラブは、女性選手の月経周期及び月経に関連する健康状態を尊重するものとする。選手は、産婦人科医または専門医が発行した有効な診断書を提示した場合、月経に関連する健康状態を理由として、トレーニング又は試合へ参加しない権利を有するものとする。選手は、これらの権利を行使する場合、契約に定められた報酬を受け取る権利を有する。

ア. 2021年8月末日まで

イ. 2021年9月以降

2. 登録

2-1 本協会への登録

⑬ 登録ウインドーの例外

- (4)産休のために活動を中断した選手(以下、「活動中断選手」という。)が活動を再開する場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書(書式H-4)」により所属リーグに申請。)

4. 国内の期限付移籍

4-1 期限付移籍の手続き

① 期限付移籍契約書の締結

期限付移籍を行う場合、移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者は、本協会所定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。

② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結

- (1)移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結している選手契約(以下「原契約」という)の期間内で、新たな選手契約(以下「移籍先クラブ選手契約」という)を締結する。

- (2)移籍先クラブ選手契約の種類は、原契約と同じ種類とする。

- (3)移籍先クラブ選手契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。

- (4)期限付移籍の最短期間は、本協会が定める2つの登録ウインドー間の期間とする。

2. 登録

2-1 本協会への登録

⑬ 登録ウインドーの例外

- (4)産休等のために活動を中断した選手(以下、「活動中断選手」という。)が活動を再開する場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書(書式H-4)」により所属リーグに申請。)

4. 国内の期限付移籍

4-1 期限付移籍の手続き

① 期限付移籍契約書の締結

期限付移籍を行う場合、期限付移籍元クラブ、期限付移籍先クラブ、選手の三者は、期限付移籍の条件(特に期限付移籍期間及び支払条件)について規定する本協会所定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。

② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結

- (1)期限付移籍先クラブと選手は、期限付移籍元クラブと選手が締結している選手契約(以下「原契約」という)の期間内で、期限付移籍であること及び期限付移籍期間について記載された新たな選手契約(以下「期限付選手契約」という)を締結する。

- (2)期限付選手契約の種類は、原契約と同じ種類とし、基本報酬は原契約と同条件とする。

- (3)期限付移籍期間中、選手と期限付き移籍元クラブの現契約上の義務は、別段の合意がない限り停止される。

- (4)期限付移籍の期間は、最短で本協会が定める2つの登録ウインドー間の期間とし、最長で1年間とする。当事者の合意により期間を延長できるものとするが、その

FIFA規則を踏まえた改正。以下同じ。

③ 移籍手続き

移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3と同様とするが、移籍先クラブが「移籍先クラブ選手契約」の写しを本協会に提出する際に、「期限付移籍契約書」の写しを添付しなければならない。

④ 移籍元クラブへの再移籍

- (1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は自動的に移籍元クラブへ再移籍される。
- (2) 年度途中で期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは登録抹消手続きを行い、移籍元クラブは追加登録の手続きを行わなければならない。
- (3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会へその旨を通知する。
- (4) 海外の期限付移籍については、上記(1)から(3)までに定める限りではない。

⑤ 出場制限に関する取り決めの公表義務

期限付移籍の契約において、移籍元クラブとの試合における選手の出場について何らかの制約条件を設ける場合、移籍先クラブはその条件を公表する義務を負う。

延長期間についてもこれら最短及び最長期間の規則が適用される。

(5) 期限付移籍先クラブが期限付き移籍中の選手を第三のクラブに期限付移籍させること(サブローン)及び第三のクラブに完全移籍させることは禁止される。

③ 移籍手続き

期限付移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3と同様とするが、期限付移籍先クラブが「期限付選手契約」の写しを本協会に提出する際に、期限付移籍契約書の写しを添付しなければならない。

④ 期限付移籍元クラブへの再移籍

- (1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は自動的に移籍元クラブへ再移籍される。
- (2) 年度途中で期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは登録抹消手続きを行い、移籍元クラブは追加登録の手続きを行わなければならない。
- (3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に期限付移籍元クラブ、期限付移籍先クラブ、選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会へその旨を通知する。
- (4) 海外の期限付移籍については、上記(1)から(3)までに定める限りではない。

⑤ 出場制限に関する取り決めの公表義務

期限付移籍の契約において、期限付移籍元クラブとの試合における選手の出場について何らかの制約条件を設ける場合、期限付移籍先クラブはその条件を公表する義務を負う。

⑥ 期限付移籍の人数の制限

(1) クラブは、シーズンを通じて、最大6名までの選手を期

期限付移籍により自クラブから国内の他クラブへ移籍させることができ、また、最大6名までの選手を期限付移籍により国内の他クラブから自クラブへ移籍させることができる。

(2) 前号の例外として、選手が21歳の誕生日を迎えるシーズンの終了前に開始する期限付移籍であり、かつ、当該選手の15歳の誕生日を迎えるシーズンから21歳の誕生日を迎えるシーズンまでの期間における自クラブ（自クラブの第1種、第2種、第3種又は第4種チームを含む）の登録期間の合計日数が990日以上である場合、当該選手の期限付移籍は前号に定める人数の制限を受けないものとする。

(3) シーズンを通じて自クラブから同一の他クラブに期限付移籍させる選手数、及び、同一の他クラブから自クラブに期限付移籍する選手数の最大人数は、前号の例外は適用が関係なく、それぞれ3名までとする。

⑦ 期限付移籍先クラブによる選手契約の一方的な解除の場合の取扱い

(1) 期限付移籍先クラブが期限付移籍の期間の終了前に、選手との契約を一方的に解除した場合、選手は、期限付移籍元クラブに復帰する権利を有するものとする。

(2) 前号の権利を行使するにあたり、選手は期限付移籍先クラブによる一方的契約解除及び移籍元クラブへの復帰の意思の有無について、速やかに期限付移籍元クラブに通知するものとする。選手が期限付移籍元クラブへ復帰することを決めた場合、期限付移籍元クラブは選手をクラブに復帰させなければならず、原契約の効力はその復帰の日から再開するものとする。

(3) 前号の規定にもかかわらず、期限付移籍元クラブが選手を復帰させない場合、期限付移籍元クラブによる正当事由の無い選手契約の解除とみなされ、選手は本規則の諸原則に基づき期限付移籍元クラブに対して損

4-2 期限付移籍に関する補償金(期限付移籍補償金)

① 期限付移籍補償金

選手の期限付移籍に関しては、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し補償金(以下「期限付移籍補償金」という)を請求することができる。期限付移籍補償金の金額は、移籍先クラブと移籍元クラブの合意によって決定される。移籍先クラブは「期限付移籍補償金通知書」(書式第13-3号)を本協会に提出するものとする。

② 期限付移籍の期間満了後における移籍先クラブへの完全移籍の場合

期限付移籍期間満了後において選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、当該移籍が移籍元クラブと選手との間の契約期間満了前であれば、3-2の定めに従い移籍補償金が発生する。移籍元クラブと選手との契約期間が満了している場合には、移籍補償金は発生しない。

害賠償金を求めることができる。

(4) 期限付移籍先クラブが期限付移籍の期間の終了前に、選手との契約を一方的に解除した場合で、期限付移籍元クラブが選手を復帰させる義務を果たした場合、期限付移籍元クラブは期限付移籍先クラブに対し、当該復帰によって被った損害を求償することができる。この場合の求償可能な金額は、少なくとも選手の当該復帰の日から期限付期間の終了日までの間に期限付移籍元クラブが選手に対して支払わなければならなかった報酬額に相当する金額とする。

(5) 本条に基づき期限付移籍先クラブが選手を復帰させた場合において、2-1⑬(4)が適用されるとき、当該選手は登録ウインドー外においても登録することができる。

4-2 期限付移籍に関する補償金(期限付移籍補償金)

① 期限付移籍補償金

選手の期限付移籍に関しては、期限付移籍元クラブは、期限付移籍先クラブに対し補償金(以下「期限付移籍補償金」という)を請求することができる。期限付移籍補償金の金額は、期限付移籍先クラブと期限付移籍元クラブの合意によって決定される。期限付移籍先クラブは「期限付移籍補償金通知書」(書式第13-3号)を本協会に提出するものとする。

② 期限付移籍の期間満了後における期限付移籍先クラブへの完全移籍の場合

期限付移籍期間満了後において選手が期限付移籍先クラブに完全に移籍する場合、当該移籍が期限付移籍元クラブと選手との間の契約期間満了前であれば、3-2の定めに従い移籍補償金が発生する。移籍元クラブと選手との契約期間が満了している場合には、移籍補償金は発生しない。

4-3 原契約の更新手続き 移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な更新手続きを行う。ただし、4-2②にいう完全移籍が既に合意されている場合は、移籍先クラブが行う。 4-4 期限付移籍中の契約変更手続き (1) 移籍期間中にプロC選手がプロA契約締結条件を満たした場合、1-10に基づき、移籍元クラブがその手続きを行う。 (2) 上記(1)により、原契約が変更された場合、移籍先クラブにおいても、<u>移籍先クラブ</u>選手契約を同様に変更する。 11. 改正	4-3 原契約の更新手続き <u>期限付</u>移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、<u>期限付</u>移籍元クラブが必要な更新手続きを行う。ただし、4-2②にいう完全移籍が既に合意されている場合は、移籍先クラブが行う。 4-4 期限付移籍中の契約変更手続き (1) 移籍期間中にプロC選手がプロA契約締結条件を満たした場合、1-10に基づき、<u>期限付</u>移籍元クラブがその手続きを行う。 (2) 上記(1)により、原契約が変更された場合、<u>期限付</u>移籍先クラブにおいても、<u>期限付</u>選手契約を同様に変更する。 11. 改正 <u>2025年 6月19日</u>
---	--